

グランドプラン全体像

漁港区域を廃止
海岸保全区域を維持
第一種住居区域を縮小

集合住宅、ホテル、
事業エリアとして
高度利用

C地区

A地区、B地区を
134号北側に移転

A地区、B地区および
C地区を低層建物(R
C3階以下)と自然公
園に整備

漁港施設を撤去、移
設(相模川へ)

2006.4.7 高橋私案 1

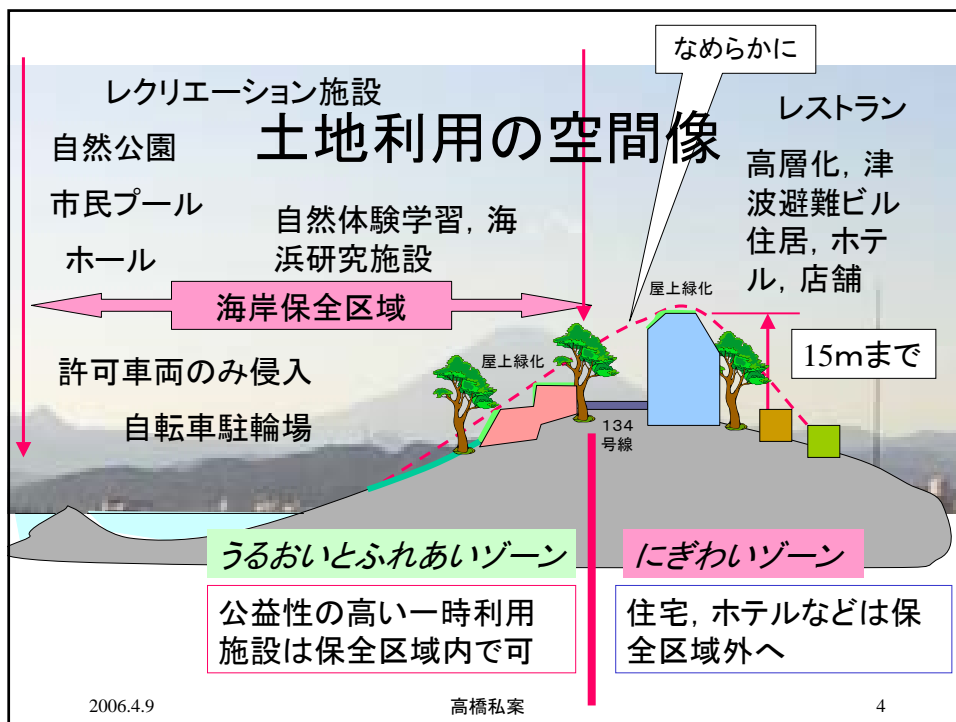
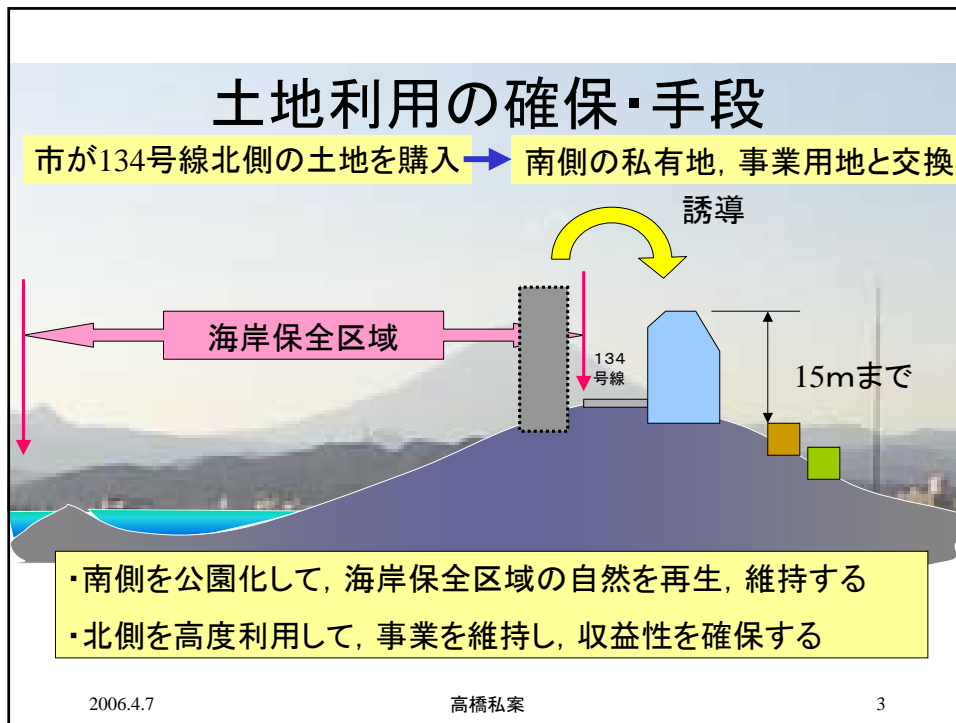
ふれあいの道整備案

茅ヶ崎駅から134号線
まで、一方通行にして、
自転車専用道、歩道を
確保する

↓

プロムナード化

2006.4.7 高橋私案 2



要求性能

- 法の趣旨を踏まえ、法的に矛盾しないこと
- 海浜の生態系を1990年の状態に回復させること
- 現在の地区居住者の経済基盤を維持すること
- 海岸侵食、津波などに対する防災・避難体制を確保すること
- 134号線からの海側の自然景観の眺望を確保すること(北側を除く)
- 烏帽子岩からの海岸景観を保全すること
- 海岸保全区域の利用は公益性を確保すること

2006.4.9

高橋私案

5

具体的な対応策

- **防災**: 津波時に直近の国道もしくはRC3階建て建物に避難路を確保→海岸保全区域内は公益性の高い一時使用工作物のみに限定
- **生態・環境**: 本来の地形、地質条件をとり戻して、生態系、砂浜を回復させる→漁港突堤の改変(or撤去)
- **景観・防災**: 景観・災害を見据えた土地利用とする→海岸法、景観法を活用
- **経済**: 自然の恵みを活用した経済活動→景観、風土を活かし、商業施設は国道北側に限定

2006.4.9

高橋私案

6